

## いわて文化施設利用促進事業 【Q&A】

Q 1. 「施設利用料の 50%」となっていますが、利用申し込みとは別に申請が必要でしょうか。具体的な手続きの流れを教えてください。

A 1. 基本的には、通常の利用申し込みをしていただきますが、軽減される金額の計算の都合上、簡易な申請書の記入をお願いします。

それ以外の利用までの打ち合わせ、利用、料金納付等の流れについては、通常と変わりません。

詳しくは、利用する各施設にお問い合わせください。

Q 2. 減額対象期間が令和 2 年 9 月 8 日から令和 3 年 3 月 31 日までとなっていますが、それ以前に申し込んでいても、対象期間内であれば減額が受けられますか。

A 2. 可能です。

Q 3. 減額が認められる条件として他に何かありますか。

A 3. ホールを利用した文化芸術活動を基本とし、新型コロナウイルス感染防止対策を各種ガイドラインに沿って実施していただくとともに、当館の利用規程を遵守していただくことが条件となります。

Q 4. 屋内イベントの収容率が緩和された場合でも、50%の減額を行いますか。

A 4. この減額支援は新型コロナウイルス感染症の影響を受けている文化芸術活動の再開、継続を支援することを目的としており、本年度内は継続する予定です。

Q 5. 練習としてホールを利用する場合も減額の対象となりますか。

A 5. 本番、練習を問わず、ホールを利用して文化芸術活動をする場合は、減額の対象となります。

Q 6. 学校の吹奏楽部ですが、部活動としてホールを利用する場合でも減額の対象になりますか。

A 6. 減額対象になります。

ただし、高文祭・中文祭などのイベントで条例による減免制度の対象となっている場合は、当該制度が適用となります。

Q 7. 県外のプロモーターが開催する演歌、ポップコンサートは減額の対象になりますか。

A 7. 県内、県外問わず、演歌、ポップコンサートも文化芸術活動の音楽に該当しますので減額対象になります。

ただし、公演等の実施に当たっては、収容率等をはじめ、国等の通知に基づいた適切な感染症対策を実施してください。

Q 8. 大ホールについて、準備、撤去若しくは練習のために使用する場合は、入場料を徴収しない場合の利用料金の上限額の 70%に相当する額とされていますが、この場合でも更に 50%減額されるのでしょうか。

A 8. 当館のリハーサル使用等に係る料金が適用となっているものについても、50%減額の対象となります。

(例：リハーサル割引の場合)

県民会館大ホール (9 時～12 時まで、土曜日の利用、入場料を徴収しない催し)

通常の利用料金 ・ 33,870 円 × 70% = 23,710 円 … ①

減額した場合の利用料金 ・ ① × 50% = 11,855 円 (利用者納付額)

11,855 円 (減額分)

Q 9. 県民会館大ホールを利用予定です。50%に減額後の利用料金を『いわて文化芸術活動支援事業』を活用して3分の2補助を受けることは可能ですか。

A 9. できません。

いわて文化芸術活動支援事業又はいわて文化施設利用促進事業のいずれか一事業を申請いただくこととなり、重複申請はできません。

Q10. 「いわて文化芸術活動支援事業費」を活用して3分の2の補助を受けたいので、利用料金の軽減を受けず、正規の利用料金を支払うことはできますか。

A10. 可能です。

申し込みの際、受付にお話してください。

Q11. 大学の卒業式として利用予定ですが、減額の対象になりますか。なお、式の中では楽団による演奏や合唱等が盛り込まれています。

A11. 主たる目的が文化芸術活動ではないため、減額対象外です。